○在外職員給与規程

平成１５年１０月１日
平成１５年度規程第２１号
一部改正　平成１６年　１　月　５　日平成１５年度規程第８３号
一部改正　平成１６年　４　月　１　日平成１６年度規程第　３　号
一部改正　平成１６年１０月　１　日平成１６年度規程第３４号
一部改正　平成１７年　４　月　１　日平成１７年度規程第　６　号
一部改正　平成１９年　１　月１０日平成１８年度規程第１６号
一部改正　平成１９年　２　月２８日平成１８年度規程第２３号
一部改正　平成１９年　３　月３０日平成１８年度規程第５４号
一部改正　平成２０年　３　月２７日平成１９年度規程第５２号
一部改正　平成２０年　４　月　１　日平成２０年度規程第　１　号
一部改正　平成２０年　７　月　１　日平成２０年度規程第　６　号
一部改正　平成２０年　８　月　１　日平成２０年度規程第１５号
一部改正　平成２０年　９　月３０日平成２０年度規程第１７号
一部改正　平成２０年１２月２６日平成２０年度規程第３３号
一部改正　平成２１年　３　月３１日平成２０年度規程第４６号
一部改正　平成２１年　４　月　１　日平成２１年度規程第　１　号
一部改正　平成２１年１２月　１　日平成２１年度規程第４３号
一部改正　平成２２年　７　月　１　日平成２２年度規程第２８号
一部改正　平成２２年　９　月　１　日平成２２年度規程第３２号
一部改正　平成２２年１０月１０日平成２２年度規程第３７号
一部改正　平成２２年１２月　１　日平成２２年度規程第４０号
一部改正　平成２３年　６　月　１　日平成２３年度規程第　３　号
一部改正　平成２３年１０月　１　日平成２３年度規程第２５号
一部改正　平成２３年１２月　１　日平成２３年度規程第３３号
一部改正　平成２４年　１　月　１　日平成２３年度規程第３４号
一部改正　平成２４年　２　月　１　日平成２３年度規程第３７号
一部改正　平成２４年　６　月　１　日平成２４年度規程第　４　号
一部改正　平成２４年　６　月１３日平成２４年度規程第　９　号
一部改正　平成２４年１０月　１　日平成２４年度規程第１３号
一部改正　平成２５年　６　月　１　日平成２５年度規程第　１　号
一部改正　平成２５年　６　月１４日平成２５年度規程第　６　号
一部改正　平成２５年　７　月　１　日平成２５年度規程第１３号
一部改正　平成２５年　８　月　１　日平成２５年度規程第１４号
一部改正　平成２６年　３　月３１日平成２５年度規程第４２号
一部改正　平成２６年　６　月３０日平成２６年度規程第　４　号
一部改正　平成２７年　３　月３１日平成２６年度規程第６４号
一部改正　平成２７年　４　月３０日平成２７年度規程第　１　号
一部改正　平成２７年１２月２８日平成２７年度規程第１６号
一部改正　平成２８年　２　月２９日平成２７年度規程第２３号
一部改正　平成２８年　４　月２８日平成２８年度規程第　３　号
一部改正　平成２８年　８　月３０日平成２８年度規程第　８　号
一部改正　平成２８年１１月３０日平成２８年度規程第１４号

一部改正　平成２９年　３　月１５日平成２８年度規程第３７号
一部改正　平成２９年　４　月１４日平成２９年度規程第　１　号
一部改正　平成３０年　４　月２７日平成３０年度規程第　１　号
一部改正　平成３０年　８　月３１日平成３０年度規程第　６　号
一部改正　平成３０年１１月３０日平成３０年度規程第　８　号
一部改正　２０１９年　４　月３０日２０１９年度規程第　７　号
一部改正　２０１９年１１月３０日２０１９年度規程第２１号
一部改正　２０２０年　３　月３１日２０１９年度規程第３１号
一部改正　２０２０年　４　月３０日２０２０年度規程第　３　号
一部改正　２０２１年　４　月３０日２０２１年度規程第　４　号
一部改正　２０２２年　４　月３０日２０２２年度規程第　３　号
一部改正　２０２２年１１月３０日２０２２年度規程第４２号
一部改正　２０２２年１２月３１日２０２２年度規程第４５号
一部改正　２０２３年　１　月３１日２０２２年度規程第４６号
一部改正　２０２３年　４　月３０日２０２３年度規程第　３　号
一部改正　２０２４年　２　月２９日２０２３年度規程第３５号
一部改正　２０２４年　４　月３０日２０２４年度規程第　１　号
一部改正　２０２５年　３　月３１日２０２４年度規程第７０号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、職員給与規程（平成１５年度規程第３号）第２７条の規定により、日本国外で勤務する職員（以下「在外職員」という。）の給与等に関する事項について定めることを目的とする。

（給与等の種類）

第２条　在外職員に支給するものは、在外給与及び在勤手当とし、次の区分のとおりとする。

一　在外給与
　　在勤俸給
　　扶養手当
　　賞与
二　在勤手当
　　在勤加俸
　　配偶者手当
　　子女教育手当
　　住居手当

２　在勤手当は、在外職員が海外において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとする。

第２章　在外給与

（在勤俸給の決定）

第３条　在勤俸給の号は、別表第１による。
２　在勤俸給の月額は、別表第２による額を別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。
３　職務内容等により前２項の規定によりがたい場合には、別に定めることができるものとする。

（扶養手当）
第４条　扶養手当は、扶養親族を有する在外職員に対し、職員給与規程第 13 条の規定に基づき支給する。ただし、第９条に規定する配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分については支給しない。

（賞与）
第５条　賞与は、年２回、６月１日及び１２月１日（退職した職員にあっては、当該退職した日。以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する在外職員に対して、理事長が別に定める日に支給する。
２　一事業年度の業績評価等に応じた年間賞与は、翌年度の６月１日及び１２月１日を基準日とする賞与により、必要な調整を行った上で支給する。
３　賞与の年額は、基準日における賞与基礎月額（次項により算出される額をいう。）に別に定める支給係数及び業績評価係数（一定期間における職員の業績評価に応じた係数をいう。）を乗じた額を基礎として、在職期間に応じて支給する。
４　賞与基礎月額は、次の各号によって算定された額を合算した額とする。
一　在勤加俸及び扶養手当を合算した額
二　在勤加俸に別に定める職務の区分に応じた職務加算率を乗じて得た額
５　年度の途中で退職した職員の賞与は、別に定めるところにより支給する。

（給与等の支給日等）
第６条　給与等（賞与を除く。）は、毎月２０日、その月額を支給する。ただし、この規程に別段の定めがある場合は、この限りではない。なお、支給日が就業規則（平成１５年度規程第８号）第６条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
２　給与等は、外貨で支給する。ただし、理事長が特に必要と認める場合には、邦貨で支給することができる。
３　前項ただし書による支給を受けようとする者は、理事長に願い出るものとする。

（支給方法）
第７条　在勤俸給、扶養手当、在勤加俸、配偶者手当、子女教育手当及び住居手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。
２　在勤俸給、扶養手当、在勤加俸、配偶者手当、子女教育手当及び住居手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数より日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（支給期間）
第７条の２　在勤俸給、在勤加俸及び住居手当は、在外職員が本邦から勤務地に到着した日の翌日から、本邦に帰任するため勤務地を出発する日の前日まで（以下「在勤手当等

の支給期間」）支給する。
２　在外職員の配偶者に係る扶養手当は、在外職員の配偶者が本邦から勤務地に到着した日まで支給し、在外職員の配偶者が帰国のためその地を出発する日から支給する。
３　配偶者手当は、在外職員の在勤手当等の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の勤務地に到着した日の翌日（在外職員の配偶者が当該在外職員の勤務地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から、当該在外職員の在勤手当等の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。
４　子女教育手当は、在外職員の在勤手当等の支給期間中において、当該在外職員の年少子女（第１０条第１項に規定する年少子女をいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該在外職員の勤務地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、当該在外職員の在勤手当等の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては、年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。
５　第７条第１項及び第２項並びに前項の規定にかかわらず、在外職員が当該在外職員の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費（第１０条第２項第１号に規定する必要経費をいう。以下この項において同じ。）の前払をした場合において、当該在外職員が、理事長が別に定めるやむを得ない事情により帰国（出張のための帰国を除く。）又は新勤務地への転勤を命ぜられたときは、第１０条各項に規定する当該在外職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間（１年を限度とする。）の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払した必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。
６　子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。

第３章　在勤手当

（在勤加俸）
第８条　在勤加俸の月額は、職員給与規程第３条に規定する俸給の月額の 100 分の 80 に相当する額とする。

（配偶者手当）
第９条　配偶者手当は、配偶者を勤務地に伴う在外職員に支給し、その月額は在勤俸給の 100 分の 20 に相当する額とする。
２　本邦に帰任した在外職員がやむを得ない事由により、理事長の許可を得て引き続き配偶者を旧勤務地に残留させる場合には、１８０日以内の期間においてその事由の存する間従前のとおり配偶者手当を支給することができる。

（子女教育手当）

第１０条　子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給し、その月額は、年少子女１人につき８千円を別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。

一　３歳以上１８歳未満の子

二　１８歳に達した子であって、就学する学校（大学及びこれに準ずる学校を除く。）において１８歳に達した日に所属する学年（１８歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学年をいう。）の開始日から起算して１年を経過する日までの間にあるもの

２　在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地（以下この項及び第４項において「指定地」という。）に所在する海外事務所に勤務する在外職員の年少子女（５歳以上の年少子女であって、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当する教育施設において教育を受けるべきもの（５歳の年少子女にあっては、当該教育施設において教育を受けることについて合理的な理由がある場合に限る。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）が当該事務所の所在する指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき８千円に、次の各号に掲げる額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として理事長が別途定める額をいう。以下この項及び第４項において同じ。）を控除した額を加算した額を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。

一　適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（別に定める費目に係わるものに限る。以下この項及び第４項において「必要経費」という。）として理事長が当該職員の勤務する海外事務所の所在地において標準的であると認定する額

二　現に要する当該年少子女に係わる必要経費の額

３　前項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（理事長が別途指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合に該当しないときは、加算される額は、１５万円を限度とする。

４　指定地に所在する海外事務所に勤務する在外職員の年少子女（６歳未満の年少子女（第２項の規定の適用を受ける者を除く。）又は６歳以上の年少子女であって学校教育法に規定する幼稚園に相当する教育施設において教育をうけるべきものに限る。）が当該海外事務所の所在する指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第１項の規定にかかわらず、当該年少子女１人につき、８千円に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。この場合において、加算される額は、５万千円を限度とする。

（住居手当）

第１１条　住居手当は、在外職員が居住している住宅の１か月に要する家賃の額（在外職員の居住している住宅が家具付きである場合には、その額の 100 分の 90 に相当する額）から当該家賃の額に別表第３の控除率欄に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、別表第３に定める額（配偶者を随伴しない在外職員にあってはその額の 100 分

の 80 に相当する額）を限度とする。
２　本邦に帰任した在外職員がやむを得ない事由により、理事長の許可を得て引き続き配偶者を旧勤務地に残留させる場合には、１８０日以内の期間においてその事由の存する間従前のとおり住居手当を支給することができる。
３　在外職員が赴任又は転勤のため新勤務地に到着した場合の住居手当は、旅費規程（平成１５年度規程第２４号）第２６条に規定する着後滞在費に含まれる宿泊費に対応するものとして、１０夜分を限度として現に宿泊した夜数を控除した日数をもって計算する。ただし、特別な理由により理事長が特に必要と認めた場合には、この限りではない。

第４章　給与等の特例

（出張及び休暇帰国等）
第１２条　在外職員が在勤俸給の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された場合において、勤務地を出発した日から勤務地に到着した日までの期間が６０日を超えるときは（以下、当該期間のうち６０日を超える部分を「超過期間」という。）、超過期間についての在勤俸給は支給しない。
２　在外職員が休暇帰国に際して配偶者及び年少子女を随伴する場合、超過期間についての配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。ただし、勤務地において大規模な騒乱や災害等（以下「大規模騒乱等」という。）が発生し、勤務地へ戻ることが困難な場合、理事長が認める期間についての子女教育手当は支給することができる。
３　勤務地において大規模騒乱等が発生し、理事長の指示により配偶者及び年少子女をその地から一時退避させる場合、超過期間についての配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。ただし、理事長が認める期間についての子女教育手当は支給することができる。
４　本邦に帰国した在外職員の年少子女が在外職員の勤務地又は勤務地及び本邦以外の地を出発した後、当該年少子女又は当該年少子女を伴って本邦に帰国した在外職員の心身の故障その他やむを得ない事情により６０日以内にその地に帰着し得ないこととなったときで、子女教育手当を支給することが適当であると認める場合においては、第２項の規定にかかわらず、理事長が認める期間、子女教育手当を支給することができる。

（公租公課相当額等の支給）
第１３条　在外職員が勤務地において勤務に係る公租公課を課せられたときは、当該在外職員にその公租公課の額に相当する額を支給する。
２　在外職員が給与等の振込先の金融機関から給与等の送金に係る手数料を課せられたときは、当該在外職員に対し、その手数料に相当する額を支給することができる。

第５章　雑則

（雑則）
第１４条　この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規程は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則（平成１６年１月５日平成１５年度規程第８３号）
１　この規程は、平成１６年１月５日から施行し、平成１５年８月１日から適用する。
２　海外において勤務する職員の平成１５年８月分から１２月分までの在勤俸給の月額に

ついては、その者に係る改正後の在勤俸給の月額がその者に係る改正前の在勤俸給の月額（以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもって当該在勤俸給の月額とする。

附　則（平成１６年４月１日平成１６年度規程第３号）
この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年１０月１日平成１６年度規程第３４号）
この規程は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　則（平成１７年４月１日平成１７年度規程第６号）
この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１月１０日平成１８年度規程第１６号）
この規程は、平成１９年１月１０日から施行し、平成１９年１月１日から適用する。

附　則（平成１９年２月２８日平成１８年度規程第２３号）
１　この規程は、平成１９年３月１日から施行し、平成１８年８月１日から適用する。
２　平成１８年８月１日からこの規程の施行の日の前日までの間に改正前の在外職員給与規程の規定により支払われた給与は、改正後の在外職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成１９年３月３０日平成１８年度規程第５４号）
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２７日平成１９年度規程第５２号）
この規程は、平成２０年３月２７日から施行し、この規程による改正後の在外職員給与規程別表第２の規定は、平成１９年８月１日から適用する。

附　則（平成２０年４月１日平成２０年度規程第１号）
１　この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
２　中華人民共和国に勤務する在外職員であって平成２０年３月３１日において、現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２０年７月１日平成２０年度規程第６号）
この規程は、平成２０年７月１日から施行し、この規程による改正後の在外職員給与規程別表第２中のワシントン、バンコク、北京、パリ及びジャカルタに係る規定は、平成２０年４月１日から適用し、同表及び別表第３中のニューデリーに係る規定は平成２０年７月１日から適用する。

附　則（平成２０年８月１日平成２０年度規程第１５号）
この規程は、平成２０年８月１日から施行する。

附　則（平成２０年９月３０日平成２０年度規程第１７号）

この規程は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月２６日平成２０年度規程第３３号）
この規程は、平成２１年１月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月３１日平成２０年度規程第４６号）
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年４月１日平成２１年度規程第１号）
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年１２月１日平成２１年度規程第４３号）
１　この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。
２　職員給与規程別表第１の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給に基づき在勤俸給を受ける職員（以下「減額改定対象職員」という。）の平成２１年１２月に支給する賞与の額は、第５条の規定により算定される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
一　平成２１年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に減額改定対象職員となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき扶養手当及び在外加俸の月額の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、在勤俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
二　平成２１年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附　則（平成２２年７月１日平成２２年度規程第２８号）
この規程は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則（平成２２年９月１日平成２２年度規程第３２号）
この規程は、平成２２年９月１日から施行する。

附　則（平成２２年１０月１０日平成２２年度規程第３７号）
この規程は、平成２２年１０月１０日から施行する。

附　則（平成２２年１２月１日平成２２年度規程第４０号）
１　この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。
２　職員給与規程別表第１の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給に基づき在勤俸給を受ける職員（以下「減額改定対象職員」という。）の平成２１年１２月に支給する賞与の額は、第５条の規定により算定される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
一　平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に減額改定対象職員となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき扶養手当及び在外加俸の月額の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、在勤俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成２１年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

附　則（平成２３年６月１日平成２３年度規程第３号）

この規程は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則（平成２３年１０月１日平成２３年度規程第２５号）

この規程は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平成２３年１２月１日平成２３年度規程第３３号）

この規程は、平成２３年１２月１日から施行する。

附　則（平成２４年１月１日平成２３年度規程第３４号）

この規程は、平成２４年１年１日から施行し、この規程による改正後の在外職員給与規程第１３条の規定は、平成２３年１０月１５日から適用する。

附　則（平成２４年２月１日平成２３年度規程第３７号）

この規程は、平成２４年２月１日から施行する。

附　則（平成２４年６月１日平成２４年度規程第４号）

この規程は、平成２４年６月１日から施行する。

附　則（平成２４年６月１３日平成２４年度規程第９号）

１　この規程は、平成２４年６月１３日から施行し、平成２４年６月１日から適用する。

２　平成２４年６月１日から平成２６年５月３１日までの間（以下「特例期間」という。）においては、在外職員に対する第８条に基づく在勤加俸の支給に当たっては、在勤　加俸から、在勤加俸に、当該在外職員に適用される次の表の左欄に掲げる等級の区　分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

等級	割合
２等級以上	100 分の 9.77
３等級	100 分の 7.77
４等級～６等級	100 分の 4.77

３　特例期間においては、この規程に基づき支給される賞与の支給に当たっては、賞与の額から、当該在外職員が受けるべき賞与の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

４　第２項及び前項の規定により計算した額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

５　職員給与規程別表第１の俸給表を平成２４年４月１日から適用することにより生ずる

差額の減額方法については別に定める。

附　則（平成２４年１０月１日平成２４年度規程第１３号）
この規程は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則（平成２５年６月１日平成２５年度規程第１号）
この規程は、平成２５年６月１日から施行する。

附　則（平成２５年６月１４日平成２５年度規程第６号）
この規程は、平成２５年６月１４日から施行する。

附　則（平成２５年７月１日平成２５年度規程第１３号）
１　この規程は、平成２５年７月１日から施行する。
２　この規程による改正後の別表第２の在勤俸給表は、平成２５年４月１日から適用する。ただし、平成２５年４月１日から平成２５年５月３１日においては、別表第２の在勤俸給表中のニューデリー１号の「397,200」とあるのは、「426,800」とし、ニューデリー２号の「385,100」とあるのは、「411,900」とし、ニューデリー３号の「373,100」とあるのは、「397,000」とし、ニューデリー４号の「336,900」とあるのは、「352,200」とし、ニューデリー５号の「300,800」とあるのは、「307,400」とし、ニューデリー６号の「276,700」とあるのは、「277,600」とする。

附　則（平成２５年８月１日平成２５年度規程第１４号）
この規程は、平成２５年８月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月３１日平成２５年度規程第４２号）
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年６月３０日平成２６年度規程第４号）
この規程は、平成２６年７月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月３１日平成２６年度規程第６４号）
１　この規程は、平成２７年４月１日から施行し、平成２６年８月１日から適用する。
２　職員給与規程附則（平成２７年３月３１日平成２６年度規程第５１号）に基づき経過措置として改正前の俸給表を適用されている者の第８条に規定する俸給の月額は、当該適用されている改正前の俸給表による俸給の月額を適用する。

附　則（平成２７年４月３０日平成２７年度規程第１号）
この規程は、平成２７年５月１日から施行する。

附　則（平成２７年１２月２８日平成２７年度規程第１６号）
この規程は、平成２８年１月１日から施行し、平成２７年８月１日から適用する。

附　則（平成２８年２月２９日平成２７年度規程第２３号）
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年４月２８日平成２８年度規程第３号）

この規程は、平成２８年５月１日から施行し、この規程による改正後の在外職員給与規程第１０条第４項の規定、別表第２中のバンコク、北京、パリ及びニューデリーに係る規定並びに別表第３中のカルフォルニア州サンタクララに係る規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年８月３０日平成２８年度規程第８号）
この規程は、平成２８年９月１日から施行する。

附　則（平成２８年１１月３０日平成２８年度規程第１４号）
この規程は、平成２８年１２月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月１５日平成２８年度規程第３７号）
１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
２　改正後の第５条第２項の規定は、施行日以後に支給する賞与について適用し、同日前に支給した賞与については、なお従前の例による。

附　則（平成２９年４月１４日平成２９年度規程第１号）
この規程は、平成２９年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の別表第２中のワシントン、カルフォルニア州サンタクララ（１号を除く）、北京及びパリに係る規定並びに別表第３中のワシントン及びカルフォルニア州サンタクララに係る規定については、平成２９年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年４月２７日平成３０年度規程第１号）
この規程は、平成３０年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第１０条第３項及び別表第２中のワシントン、カルフォルニア州サンタクララ、バンコク、パリ及びニューデリーに係る規定については、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年８月３１日平成３０年度規程第６号）
この規程は、平成３０年９月１日から施行する。ただし、この規程による別表第２中の北京に係る規定については、平成３０年８月１日から適用する。

附　則（平成３０年１１月３０日平成３０年度規程第８号）
この規程は、平成３０年１２月１日から施行する。

附　則（２０１９年４月３０日２０１９年度規程第７号）
この規程は、２０１９年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第１０条第４項、別表第２中のバンコク及び別表第３中のバンコク及びパリに係る規定については、２０１９年４月１日から適用する。

附　則（２０１９年１１月３０日２０１９年度規程第２１号）
この規程は、２０１９年１２月１日から施行する。

附　則（２０２０年３月３１日２０１９年度規程第３１号）
この規程は、２０２０年４月１日から施行する。

附　則（２０２０年４月３０日２０２０年度規程第３号）
この規程は、２０２０年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の別表第２中のバンコク及びパリに係る規定については、２０２０年４月１日から適用する。

附　則（２０２１年４月３０日２０２１年度規程第４号）
この規程は、２０２１年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第１０条第１項第１号及び別表第３中のカリフォルニア州サンタクララに係る規定については、２０２１年４月１日から適用する。

附　則（２０２２年４月３０日２０２２年度規程第３号）
この規程は、２０２２年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の別表第２中のワシントン、カリフォルニア州サンタクララ、バンコク及びニューデリーに係る規定並びに別表第３中のパリに係る規定ついては、２０２２年４月１日から適用する。

附　則（２０２２年１１月３０日２０２２年度規程第４２号）
この規程は、２０２２年１２月１日から施行し、２０２２年８月１日から適用する。

附　則（２０２２年１２月３１日２０２２年度規程第４５号）
１　この規程は、２０２３年１月１日から施行し、次表については２０２２年４月１日から適用する。
２　次表に定める勤務地別に係る第３条第２項の月額は、２０２２年４月から７月までの月分については、別表第２の在勤俸給表の額にかかわらず、当該勤務地別につき次表に定める額とする。

勤務地別	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号
ワシントン	566,700	544,000	510,000	453,300	396,700	340,000	294,700
カリフォルニア州サンタクララ	572,000	552,000	517,500	460,000	402,400	345,000	299,000
バンコク	450,500	432,500	405,500	360,400	315,400	270,400	234,300
北京	596,800	573,600	538,800	480,700	422,600	364,500	318,000
ニューデリー	502,700	486,000	461,200	419,700	378,300	336,800	303,600

附　則（２０２３年１月３１日２０２２年度規程第４６号）
この規程は、２０２３年２月１日から施行し、２０２３年１月１日から適用する。

附　則（２０２３年４月３０日２０２３年度規程第３号）
この規程は、２０２３年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第６条第１項、第７条の２第４項から第６項、第１０条第４項、第１２条第４項、別表第２中のバンコク、北京、パリ及びニューデリーに係る規定並びに別表第３については、２０２３年４月１日から適用する。

附　則（２０２４年２月２９日２０２３年度規程第３５号）
この規程は、２０２４年３月１日から施行し、２０２３年１１月１日から適用する。

附　則（２０２４年４月３０日２０２４年度規程第１号）

１　この規程は、２０２４年５月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第３条第２項、第１０条各項（第３項を除く。）、別表第２並びに別表第３中のワシントン、カリフォルニア州サンタクララ、バンコク及びパリに係る規定については、２０２４年４月１日から適用する。

２　北京事務所に勤務する在外職員であって、２０２４年３月３１日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（２０２５年３月３１日２０２４年度規程第７０号）

この規程は、２０２５年４月１日から施行する。

別表第１

号俸表

区分	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号
職員給与規程第３条の別表第１に定める等級及び号俸	１等級１号俸以上の者	２等級５号俸以上の者	３等級23号俸以上の者	４等級41号俸以上の者	４等級29号俸以上の者	４等級17号俸以上の者	５等級21号俸以上の者

別表第２

在勤俸給表

（単位：円）

勤務地別	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号
ワシントン	659,300	633,000	593,400	527,500	461,600	395,600	342,800
カリフォルニア州サンタクララ	680,000	655,900	614,900	546,600	478,300	410,000	355,300
バンコク	490,400	470,800	441,300	392,300	343,200	294,200	255,000
北京	605,600	582,000	546,600	487,600	428,700	369,700	322,600
パリ	538,800	517,300	485,000	431,100	377,200	323,300	280,200
ニューデリー	547,600	529,200	501,600	455,600	409,700	363,700	327,000

別表第３
　住居手当表

勤務地別	控除率	単位	１号及び２号	３号	４号	５号及び６号	７号
ワシントン	11.2%	ｱﾒﾘｶ合衆国ﾄﾞﾙ	3,426	3,030	2,635	2,372	2,372
カリフォルニア州サンタクララ	9.0%	ｱﾒﾘｶ合衆国ﾄﾞﾙ	4,272	3,779	3,286	2,958	2,629
バンコク	13.9%	ﾀｲ･ﾊﾞｰﾂ	96,515	85,378	74,242	66,818	59,394
北京	8.9%	ｱﾒﾘｶ合衆国ﾄﾞﾙ	4,810	4,313	3,815	3,318	2,986
パリ	13.5%	ﾕｰﾛ	2,659	2,353	2,046	1,841	1,637
ニューデリー	18.0%	ｲﾝﾄﾞﾙﾋﾟｰ	175,624	155,359	135,095	121,585	108,076

備考
　勤務地別は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号）別表に準拠して定めるものとする。